



環境 第481号- (1)  
令和元年 9月13日

一般財団法人三重県環境保全事業団  
理事長 高沖 芳寿 様

四日市市長 森 智 広



廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について

令和元年5月29日に提出のあった廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価方法書について、四日市市環境保全審議会の答申及び当該事業に対する市民の意見や要望を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第9条第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

一般財団法人三重県環境保全事業団の新小山最終処分場は、平成24年12月より供用を開始し、その後、6年間、産業廃棄物の最終処分場として事業運営されている。最終処分場の今般の増設計画では、埋立地面積を94,500m<sup>2</sup>から167,700m<sup>2</sup>へ拡張し、廃棄物の埋立総容量として、約167万m<sup>3</sup>から約359万m<sup>3</sup>へ拡大することとなる。

当事業については、増設による排出水量の増加やその水質、景観の他、工事中の排出ガス、騒音等による周辺への環境影響について、十分考慮が必要である。また、新小山最終処分場設置時に行った環境影響評価や事後調査の課題を踏まえて調査を実施するべきである。

今後、調査予測地点や、項目及び手法に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法について、見直しを行い、追加調査及び予測評価を行うこと。

また、処分場埋立終了後の将来計画策定にあたっては、事業用地に在来種の樹木を育成するなど、生態系ネットワークの形成に配慮すること。

なお、次の点を踏まえ、今後の調査及び予測結果をもとに環境への影響が最大限回避又は低減されるよう、十分に検討を行うこと。

## (個別的事項)

### 1 大気質

- (1) 事業実施区域は、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対象地域に指定されているため、最新の排出ガス基準に適合した車両等を優先的に使用するとともに、工事車両や重機のほか、搬入車両による影響を十分に考慮すること。また、工事や埋立作業の際は、重機等の稼働が集中しないよう平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。
- (2) オフロード車両についても、最新の排出ガス基準に適合した車両を優先的に使用しよう努めること。
- (3) 造成工事及び廃棄物の埋立作業で発生する粉じんについて、隣接する住居に影響がないよう飛散防止対策を講じること。

### 2 騒音、振動

住居が隣接していることから、工事車両や重機による騒音、振動について、周辺環境への影響を十分に予測するとともに、稼働時間に配慮し、低騒音、低振動型の車両等を使用するなど影響を最小限にとどめる計画とすること。

### 3 悪臭

廃棄物の埋立作業等によって発生する悪臭に加え、最終処分場の通気施設からの発生ガスに含まれる悪臭物質による影響についても予測すること。

### 4 水質、地下水の水質及び水位

- (1) 濁水の発生について、可能であれば最大10分間雨量における影響予測も実施し、濁水対策につなげ、周辺環境への影響を最小限にすること。
- (2) 遮水工により、周辺の地下水の水質や水位に与える影響についての予測を検討すること。
- (3) 排水処理後の放流水の影響について、様々な要因を踏まえ、予測項目の追加等の検討を行うこと。
- (4) 放流水の滅菌に使用する次亜塩素酸による水生生物への影響が生じないように濃度管理を行うこと。
- (5) 現在の処分場と増設部分の接続部分について、浸出水の漏れや地下水との接触がないような構造とすること。また、その構造について、今後、環境影響評価手続きの中で示していくこと。
- (6) 埋立区域の増加に加え、近年のゲリラ豪雨等の影響を考慮し、十分な洪水調整池を設けること。
- (7) 周辺環境への影響を鑑み、「廃棄物最終処分場の維持管理基準」に定められていない物質についても十分な水質モニタリングを実施すること。

## 5 陸生動物

造成工事において、ゲンジボタル等が生息している「せせらぎ緑地」への影響がないよう配慮すること。

## 6 陸生植物

- (1) 前回の環境影響評価で残すべきとされた残置森林や造成した森林の伐採は、最小限にするよう努めるとともに、伐採により発生した木の有効利用について検討すること。
- (2) 残置森林について、貴重な植物が生息している可能性があることから、森林内の現地調査をできる限り詳細に行うこと。
- (3) 事業用地内南側の残置森林については、昔の里山のような環境となるよう、地域と連携しながら、できる限り管理していくこと。
- (4) 竹林等はできる限り伐採し、在来種で植栽するとともにその育成に努めること。

## 7 水生生物

事業用地及び周辺の水生生物の影響に配慮し、造成工事中を含め濁水の流出防止策を講じること。

## 8 生態系

- (1) 埋立地周辺や調整池において除草を実施する場合は、除草剤等による生物への影響がないよう配慮すること。
- (2) 特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除すること。
- (3) 事業用地及びその周辺の在来種保護のため、工事車両や搬入車両のタイヤに付着した種子による影響等の調査及び予測について検討すること。

## 9 景観

住居が隣接していることから、景観に配慮し、埋立て完了後の景観を含めて予測すること。また、3次元で埋立状況等を示すなど、住民の方にわかりやすく状況説明に努めること。

## 10 その他

- (1) 埋立地に隣接している「いこいの広場」や「せせらぎ緑地」への影響がないよう配慮し、人と自然とのふれあいの活動の場の保全に努めること。また、このような場を活用し、小学校や環境活動団体等と連携して、自然環境の保全等の学習に協力すること。
- (2) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧等すること。
- (3) 当該地域には、シカやイノシシ等の農作物に被害を及ぼす獣類が多く生育しており、残置森林の減少によって、その獣類の生息環境の改変が予想されることから、造成工事中を含めて適切な被害防止策を講じること。